

責任技術者登録申請に必要な提出書類確認書

	個人	本人チェック	市チェック
I. 責任技術者登録申請書（別添様式第 10 号）	○		
II. 誓約書（別添様式第 11 号）	○		
III. 住民票記載事項証明書	○		
IV. 写真（最近 3 ヶ月以内に撮影した上半身のもの） 縦3cm×横2.5cm、カラー 2 枚（1 枚は申請書に貼付してください。1枚は技術者証にします。）	○		
V. 排水設備工事責任技術者の資格を証する書類の写し（いずれか一つ）	○		
1. （公財）兵庫県まちづくり技術センターの排水設備工事更新講習の修了証			
2. （公財）兵庫県まちづくり技術センターの排水設備工事責任技術者試験の合格証			
※ 更新講習受講済みの方は、修了証の写しが必要			
VI. 責任技術者証送付用の封筒（長形 3 号） 封筒の表には、切手（110円）を貼付し、 返送先の住所・名称等を記載してください。 ※受取りに来庁される場合は必要ありません。	○		
VII. 登録手数料（3, 000 円）（※領収書の写し等）新規申請のため来庁された時点では不要です。	○		

年 月 日

責任技術者登録申請書（新規・更新）

写 真

(あて先)
宝塚市上下水道事業管理者

全面ノリ付け

申 請 者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日
	住 所	〒
	電 話 番 号	()
	所在地	〒
	勤 務 先	
	会 社 名	

[添付書類]

- 1 宝塚市公共下水道排水設備指定業者に関する規程第 1 1 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に該当しない者であることを誓約する書類。
- 2 住民票記載事項証明書
- 3 写真（最近 3 ヶ月以内に撮影した上半身のもの、縦3cm×横2.5cm、カラー） 2 枚
- 4 新規登録の場合は、責任技術者試験合格証の写し
登録更新の場合は、更新講習受講修了証の写し
※（公財）兵庫県まちづくり技術センター発行のもの
- 5 責任技術者証送付用の封筒（切手貼付のもの、但し更新時のみ）

※ 以下は記入しないで下さい

登 録 番 号	第 号
有 効 期 間	自 年 月 日
	至 年 月 日

受 付 印

--

(様式第 1 1 号)

誓 約 書

下水道排水設備工事責任技術者の登録申請者である私は、宝塚市公共下水道排水設備指定業者に関する規程第 1 1 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に該当しない者であることを誓約致します。

年 月 日

(あて先)
宝塚市上下水道事業管理者

申 請 者

住 所

氏 名

(参 考)

宝塚市公共下水道排水設備指定業者に関する規程第 1 1 条第 3 項第 1 号及び第 2 号

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 精神の機能の障碍（がい）により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。

年 月 日

責任技術者 住所異動届
氏名勤務先

(あて先)
宝塚市上下水道事業管理者

登録番号 第.....号

申請者 住所.....

氏 名.....

異動事項	新	旧
住所の変更	〒	〒
	電話番号：	電話番号：
添付書類	住民票記載事項証明書	
氏名の変更	フリガナ	フリガナ
添付書類	・住民票記載事項証明書 ・写真（最近3ヶ月以内に撮影した上半身のもの、縦3cm×横2.5cm、カラー）2枚 ・責任技術者証(原本) ・責任技術者証送付用の封筒（切手貼付のもの・郵送希望のみ）	
勤務先の変更	業者名	業者名
	所在地	所在地
添付書類	専属責任技術者名簿	

受付印

(様式第 13 号)

年 月 日

責任技術者証再交付申請書

(あて先)
宝塚市上下水道事業管理者

申請者	登録番号	第 号
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日
	住 所	〒
者	電 話 番 号	()
	勤 務 先	〒
	所在地	
	会社名	
【理 由】		

[添付書類]

- 1 写真（最近3ヶ月以内に撮影した上半身のもの、
縦3cm×横2.5cm、カラー）2枚
- 2 責任技術者証送付用の封筒（切手貼付のもの・郵送希望のみ）

受 付 印

10

年 月 日

専属責任技術者名簿（新規・更新・解除）

(あて先)

宝塚市上下水道事業管理者

指 定 番 号 第 号

商号又は名称

営業所所在地

電 話

代表者氏名

専属者氏名（フリガナ）	住 所	登 録 番 号	摘 要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

[添付書類]

- 責任技術者証の写し
- 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ
(解除及び責任技術者が代表者の場合、登記簿謄本等で確認できる場合は不要)
 - ① 組合健康保険、政府管掌健康保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く）の写し
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

(注) 専属解除の場合は、名簿を別棄とするとともに、責任技術者証は、原本を提示すること